

神戸市長の貸借対照表（試作）

平成 20 年 3 月

公会計研究所

はじめに

取引される品物に興味のある人が取引に参加します。対価を支払うのだけの価値を品物に認めれば、品物を購入し対価を支払います。店先に品物を並べても、価値を認めて対価を支払う人がいなければ、品物を供給する者は、店をたたみ新たな可能性を見つけることになります。市場での取引は、社会の需要に応えることができる人を見つけだし活動の場を提供し、応えることのできない人を淘汰していきます。

強制的に徴収される税により行政は運営されます。行政のサービスの対価と価値の比較検討は取引の度にはおこなわれません。すでに市民のニーズを失い時代の変化に対応しなくなった事業であっても、供給は続けられ税が徴収されます。行政には、社会の需要に応えられなければ供給者としての地位を失うという淘汰の機能ははたらきませんでした。

税を徴収しそれを使う者を選挙で選ぶのが、民主主義です。能力のある者に税を預ければ、税収の範囲で行政を運営します。能力がなければ子供にツケをまわして行政を運営します。企業でおこなわれる会計は、経営者の「儲ける」という約束を守る能力を明らかにします。税を預かる首長の能力を明らかにするのが公会計研究所の公会計原則です。首長の税を預かる能力が明らかになれば、市民は、税を運用する能力のある首長を選ぶことができます。

住民投票☆市民力神戸市議員団は、「子供にツケをまわさない」という約束を掲げています。住民投票☆市民力神戸市議員団の依頼により、首長の「税を預かる能力」を明らかにする公会計研究所の会計方式を利用し、現状のままだと「子供にまわしたツケ」はどれ程になるかを試算したのが「神戸市長の貸借対照表（試作）」です。

この「神戸市長の貸借対照表（試作）」が、市長の仕事を評価するのに公会計はどうあるべきかを検討するのに役立てば幸いです。

平成 20 年 3 月 11 日

公会計研究所 代表 **吉田 寛**

博士（政策研究）・公認会計士

目次

1. 財務諸表のハイライト	1
1.1. 減少した子供にまわしたツケ	1
1.2. 見えない負債を見えるようにする発生主義	2
組織維持引当金	3
設備維持管理引当金	4
市債の内訳	5
1.3. 会計および監査について	6
会計報告の目的	6
監査について	6
2. 公共財を市民のモノとする貸借対照表	7
2.1. 神戸市市民の貸借対照表（市民一人あたり）	9
2.2. 神戸市市長の貸借対照表（市民一人あたり）	10
2.3. 神戸市市民の貸借対照表（総額）	11
2.4. 神戸市市長の貸借対照表（総額）	12
2.5. 組替えによる貸借対照表	13
貸借対照表の表示方法について	13
貸借対照表で報告する範囲	13
二つの貸借対照表での認識基準	15
市民の貸借対照表	15
市長の貸借対照表	17
債務負担行為	18
3. 発生主義による貸借対照表	22
3.1. 神戸市市民の貸借対照表（市民一人あたり）	23
3.2. 神戸市市長の貸借対照表（市民一人あたり）	24
3.3. 神戸市市民の貸借対照表（総額）	25
3.4. 神戸市市長の貸借対照表（総額）	26

3.5. 発生主義により認識した引当金.....	27
組織維持引当金.....	27
連結の対象となる外郭団体.....	33
建物維持管理引当金.....	34
支払利息込みでの市債の計上.....	39
貸倒引当金の計上.....	41
債務負担行為.....	42
4. 公会計研究所の会計原則（参考）.....	44

1. 財務諸表のハイライト

1.1. 減少した子供にまわしたツケ

市の財政は市民のみなさまからお預かりした税により賄われなければなりません。首長の財政運営の手腕を明らかにするのが**将来の税金**です。財政運営の手腕の劣る首長は**将来の税金**を増やします。財政運営に優れた首長は**将来の税金**を減らします。

本来会計報告では、神戸市の公表した貸借対照表を組替えたものと、首長の財政運営手腕を敏感に示すように発生主義により費用の引当計上をした**将来の税金**を算定しました。なお、算定に利用した数値の網羅性や信頼性は、確保されていません。

組替えによった場合の将来の税金は、平成16年度が175万円、平成17年度が166万円、平成18年度が160万円。発生主義によった将来の税金は、平成16年度が625万円、平成17年度が464万円、平成18年度が408万円といずれも減少しています。

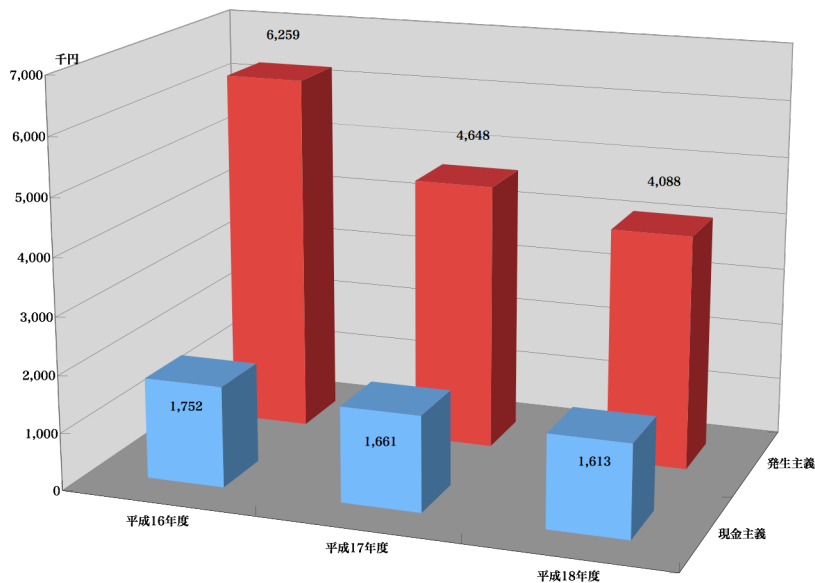


図1 将来の税金（市民一人あたり）の推移

1.2. 見えない負債を見えるようにする発生主義

現在の行政の会計記録は、現金の入金があった時、あるいは現金の支払をした時に記録をおこなう現金主義によっています。市長は様々な支払の約束をします。市長がする支払には、任期中に支払が終了する約束もあれば、次世代に渡って支払い続ける約束もあります。任期を越える支払に対してその準備がされていることは希で、将来徴収する税金があてにされています。

民主主義では、特別な人の強制的によって課税されるのではなく、人々の承諾により課税されます。市長に税を預けるという意味を示すことができる人々から徴収する税が、市長が利用できる税です。市長に対して承諾を与える機会のない将来世代の税金をあてにした財政運営は許されません。

現金主義では、前任者がした支払の約束であっても実際に支払をおこなった会計期間に支払を認識します。現職が、税収の範囲で財政を運営しても、前任者の残したツケの支払と、現職の改革の成果が混同しては、正しく現職の能力を把握することはできません。

行財政改革は、目標として掲げることに価値があるのではなく、結果に価値があります。発生主義は、支払の原因が生じたときに「子供にまわしたツケ」を測定します。前任の市長が残した支払の約束は前任の市長の責任とすることで、現職の行財政改革の成果を「将来の税金」により敏感に反映するたことができます。

この発生主義による貸借対照表では以下の事項を発生主義により認識し引当金として計上しました。

- ・ 組織維持引当金
- ・ 設備管理引当金
- ・ 貸倒引当金
- ・ 地方債に係わる支払利息

組織維持引当金

一度組織を作ると、人件費や管理費が継続して発生します。この会計報告では、神戸市の補助金あるいは受託料を受け取る46の外郭団体を維持するのに今後必要となる費用を把握して組織維持引当金として市長の貸借対照表に計上しました。

この引当金を計上することで外郭団体を整理する効果を把握する事が可能になります。

組織の維持引当金 市民一人当たり		単位：千円		
団体名	16年度	17年度	18年度	
財団法人神戸市都市整備公社	386	269	297	
神戸市住宅供給公社	294	233	296	
社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	159	120	131	
財団法人こうべ市民福祉振興協会	124	85	91	
財団法人水道サービス公社	111	77	78	
財団法人神戸市公園緑化協会	108	78	76	
財団法人神戸市体育協会	118	80	75	
その他 39 団体	789	609	581	
合計	2,090	1,552	1,625	

組織の維持引当金 総額		単位：百万円		
団体名	16年度	17年度	18年度	
財団法人神戸市都市整備公社	588,988	411,591	445,945	
神戸市住宅供給公社	448,928	356,235	445,166	
社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	242,625	183,510	197,216	
財団法人こうべ市民福祉振興協会	189,466	130,376	137,404	
財団法人水道サービス公社	169,000	117,336	117,936	
財団法人神戸市公園緑化協会	165,065	119,032	113,511	
財団法人神戸市体育協会	180,370	122,806	112,404	
その他 39 団体	1,203,074	930,961	872,675	
合計	3,187,516	2,371,848	2,442,257	

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

設備維持管理引当金

一度箱モノを作ると、管理費が継続して発生します。

この会計報告（試作）では、平成16年度から平成18年度の神戸市業務報告から、管理費と施設の供用開始年度が把握できた50箇所について設備維持管理引当金を算定し市長の貸借対照表に計上しました。この引当金を計上することで管理費削減の効果を把握する事が可能になります。

施設名	開業年度	16年度	17年度	18年度
フルーツフラワーパーク	1993	98	78	70
シーパル須磨	1996	0	0	58
農業公園	1984	64	58	55
神戸国際会議場・展示場	1981	1	7	17
ものづくり復興工場	1996	15	2	14
しあわせの村	1986	15	14	12
その他 46 箇所		80	81	73
合計		274	241	299

施設名	開業年度	16年度	17年度	18年度
フルーツフラワーパーク	1993	150,063	119,943	105,333
シーパル須磨	1996			87,426
農業公園	1984	98,386	89,018	81,945
神戸国際会議場・展示場	1981	1,745	11,021	26,168
ものづくり復興工場	1996	22,978	3,497	20,345
しあわせの村	1986	22,135	21,850	18,479
その他 46 箇所		122,629	123,060	109,990
合計		417,935	368,389	449,686

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

市債の内訳

行政の借入の返済の原資は、将来徴収する税金です。借入れをした時点で支払うべき金利も発生します。支払うべき金利を発生主義により把握することで低い金利への借換えの影響を把握することができます。発生主義による市長の貸借対照表において、流動・固定で区分せずに地方債の科目で計上しました。

内訳	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
固定負債計上地方債	1,603	1,545	1,524
一年以内償還地方債	322	113	106
地方債計	1,924	1,658	1,629
見積支払利息	2,298	1,310	687
現在割引価値	4,223	2,967	2,316

内訳	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
固定負債計上地方債	2,444,975	2,361,548	2,289,681
一年以内償還地方債	490,440	172,434	158,897
地方債計	2,935,414	2,533,983	2,448,579
見積支払利息	3,505,722	2,002,263	1,031,811
現在割引価値	6,441,136	4,536,245	3,480,390

当該年度の支払利息	85,023	80,292	57,426
国債の流通利回	1.32%	1.77%	1.65%

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

1.3. 会計および監査について

会計報告の目的

会計報告は、報告を受ける人に対して会計報告をおこなう者が適切な仕事をしたことを説明するために作成されます。従って市長の会計報告は、市長がおこなった行政運営が適切なものであったことを市民に説明するために市長の責任において作成されるべきものです。

この神戸市長の貸借対照表（試作）は、住民投票☆市民力神戸市議員団の政務調査の一環として神戸市長の財政運営能力の市民への開示を促進するために、公会計研究所の会計原則を依拠して作成しました。

議員に作成権限はありません。この神戸市長の貸借対照表（試作）の作成には、井坂議員が入手した kobeworkshhet.xls のファイルとすでに公表済の資料によりました。平成 16 年度末、平成 17 年度末と平成 18 年度の市長の貸借対照表にあわせて市民の貸借対照表を作成し並記しました。

監査について

会計報告を受ける者にとって有用な会計報告は、会計報告を作成する者にとっては両刃の剣です。市民にとって望ましい財政運営を首長がおこなったことを報告するならば、市民は首長に良い評価を与えます。市民にとって望ましくない報告であるならば、市長に対して消極的な評価を与えます。

会計報告が市民の市長に対する評価に有用であれば、その信頼性を確保するために、監査が必要となります。

この会計報告の信頼性を確保するためには、作成の基準となった公会計研究所の会計原則を理解する第三者の専門家による監査が求められます、この会計報告においては、監査は実地されておられません。

2. 公共財を市民のモノとする貸借対照表

神戸市は、平成13年3月に総務省から発表された「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」の報告書（以下「総務省マニュアル」）に従って平成13年度の決算における貸借対照表（バランスシート）と「行政コスト計算書」を作成し、ホームページで公表しています。

神戸市は、貸借対照表を「資産や負債などのストック情報、すなわち資産形成につながる活動を表わす¹」一覧表として位置づけて作成しています。

公会計研究の会計報告は、首長の任期中の仕事の評価を住民から受けるために作成されます。神戸市であれば、市の運営を任された神戸市長が、本来会計報告をおこなうべき者になります。

市長は交代します。自治体は住民が住んでいる限り存続します。市民の利用のための公共財を提供するのは、市長の重要な仕事です。公共財を提供したのか現職の首長なのか・前職なのかを峻別することで、首長の税を運用する能力を評価することが可能になります。

公会計研究所の会計原則は、帰属主体峻別の原則により、供用を開始した固定資産は市民の貸借対照表に計上します。

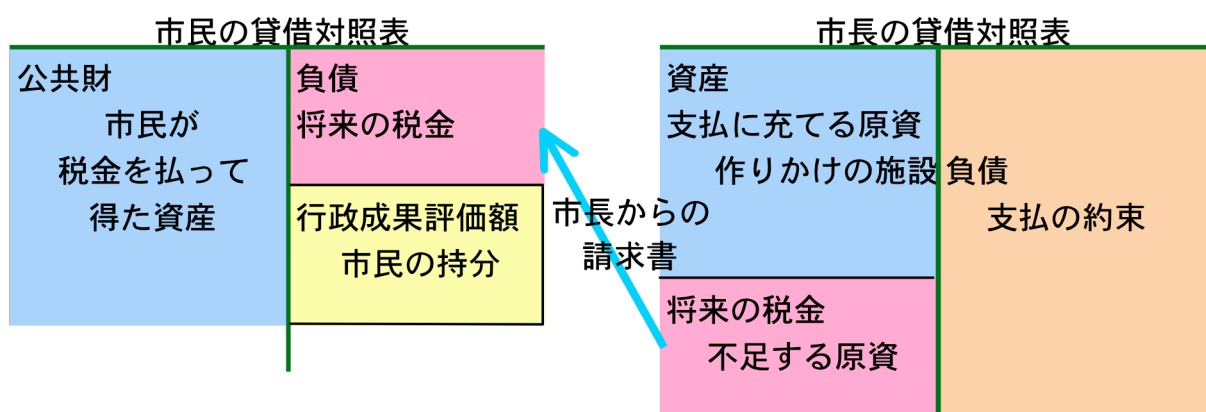


図2 市民の貸借対照表と市長の貸借対照表の関係

神戸市が作成した貸借対照表に計上された有形固定資産を、公共財として市民の貸借対照表に移すことで、「市長の貸借対照表」には、一定時点での現預

¹『平成13年度神戸市の「バランスシート」と「行政コスト計算書」』より

金や支払にあてることができる資産（未収金や棚卸資産です）作りかけの施設（建設仮勘定で示します）が資産として残ります。負債の部には、市長が約束をした支払うべき金額（未払金・長期借入債務・職員に対する退職金など）を計上しています。市長の貸借対照表の負債と資産の差額が**将来の税金**になります。

将来の税金が、市長からの請求額です。よい市長は、当該年度の収入でその年度の費用を賄います。税収や手数料だけで市を運営する費用を賄えないならば、将来返す約束をして資金を調達することになります。将来返す約束をして調達する資金の純額が、**将来の税金**です。**将来の税金**は、その負担をすることに対する承諾の機会のない将来世代に負担を求めることになります。**将来の税金**を小さくすれば巧みな財政運営をしていたことになり、大きくすれば稚拙な財政運営をしていたことになります。

2.1. 神戸市市民の貸借対照表 (市民一人あたり)

単位：円

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
神戸市市民の資産の部			
(1)総務費	29,841	29,817	30,591
(2)民生費	56,717	55,093	54,358
(3)衛生費	113,204	107,762	104,078
(4)労働費	454	472	476
(5)農林水産業費	32,180	30,901	30,158
(6)商工費	48,900	47,165	46,609
(7)土木費	1,829,161	1,830,144	1,850,847
(8)消防費	16,768	16,912	17,889
(9)教育費	329,905	339,951	347,024
(10)その他	1,813,463	1,821,892	1,850,175
資産合計	4,270,594	4,280,110	4,332,205
神戸市市民の負債の部			
将来の税金	1,751,663	1,660,589	1,612,600
神戸市市民の持ち分の部			
行政成果評価額	2,518,931	2,619,521	2,719,604
将来の税金・持ち分合計	4,270,594	4,280,110	4,332,205

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

2.2. 神戸市市長の貸借対照表 (市民一人あたり)

単位：円

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
神戸市市長の資産の部			
現預金	85,413	104,528	119,777
未収金	64,570	63,366	53,924
その他	26,365	22,011	24,871
繰延勘定	1,453	931	775
投資	578,385	294,862	296,879
将来の税金の部			
将来の税金	1,751,663	1,660,589	1,612,600
資産合計	2,507,849	2,146,288	2,108,825
神戸市市長の負債の部			
流動負債	445,914	204,020	189,911
債務負担行為	11,529	9,293	10,511
長期借入債務	1,602,849	1,544,821	1,523,639
退職給与引当金	93,544	93,607	95,653
その他の引当金	72,644	76,589	82,315
その他の固定負債	281,369	217,957	206,796
負債合計	2,507,849	2,146,288	2,108,825

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

一人あたりの市民と市長の貸借対照表を作成するために、各勘定科目の金額を年度末の市の人口で除しています。

単位：人

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
	1,525,393	1,528,687	1,502,772

2.3. 神戸市市民の貸借対照表 (総額)

単位：百万円

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
神戸市市民の資産の部			
(1)総務費	45,519	45,582	45,971
(2)民生費	86,516	84,221	81,688
(3)衛生費	172,680	164,735	156,406
(4)労働費	693	721	715
(5)農林水産業費	49,088	47,237	45,320
(6)商工費	74,592	72,101	70,042
(7)土木費	2,790,189	2,797,718	2,781,402
(8)消防費	25,578	25,853	26,884
(9)教育費	503,235	519,679	521,498
(10)その他	2,766,244	2,785,103	2,780,392
資産合計	6,514,335	6,542,949	6,510,316
神戸市市民の負債の部			
将来の税金	2,671,974	2,538,521	2,423,370
神戸市市民の持ち分の部			
行政成果評価額	3,842,360	4,004,427	4,086,945
将来の税金・持ち分合計	6,514,335	6,542,949	6,510,316

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

2.4. 神戸市市長の貸借対照表 (総額)

単位：百万円

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
神戸市市長の資産の部			
現預金	130,288	159,790	179,998
未収金	98,495	96,867	81,035
その他	40,217	33,648	37,375
繰延勘定	2,216	1,424	1,165
投資	882,264	450,751	446,141
将来の税金の部			
将来の税金	2,671,974	2,538,521	2,423,370
資産合計	3,825,455	3,281,002	3,169,084
神戸市市長の負債の部			
流動負債	680,194	311,883	285,392
債務負担行為	17,586	14,206	15,796
長期借入債務	2,444,975	2,361,548	2,289,681
退職給与引当金	142,692	143,097	143,744
その他の引当金	110,811	117,081	123,701
その他の固定負債	429,198	333,189	310,768
負債合計	3,825,455	3,281,002	3,169,084

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

2.5. 組替えによる貸借対照表

貸借対照表の表示方法について

150 万人を越える市民が生活する神戸市では、神戸市が扱う金額も大きな金額になります。神戸市が作成した平成 18 年度末の連結貸借対照表に計上された負債総額は、3,153,287 百万円。兆円単位の数字が並びます。

公会計研究所の会計原則は、会計報告が市民に有用であることを求めます。「市民の貸借対照表」「市長の貸借対照表」ともその表記は、市民一人あたりの金額で表示しました。平成 18 年度末の市民一人当りの負債総額は、2,108,825 円となります。参考のため、総額で表示したそれぞれの貸借対照表をあわせて記載しております。

貸借対照表で報告する範囲

神戸市は、普通会計についての貸借対照表と連結貸借対照表を作成しています。

神戸市の普通会計についての貸借対照表では、一般会計から公設の特別養護老人ホーム運営など介護サービス事業および電気事業を除き、勤労者福祉共済、母子寡婦福祉資金貸付、宅地造成、土地先行取得、海岸環境整備（補助のみ）、空港、市営住宅、市街地再開発（一部）、港湾管理、公債費（一部）を加えたものです。水道、下水道、高速鉄道（地下鉄）、自動車（市バス）、病院、新都市整備などの公営企業会計や国民健康保険、介護保険給付などの事業会計は含まれません。

神戸市の連結貸借対照表では、神戸市のすべての会計および神戸市と連携協力して行政サービスを実施している下記の外郭団体を連結対象とし作成しています。

ここでは、平成 16 年度、17 年度、18 年度に神戸市が公表した連結貸借対照表を利用して、「神戸市民の貸借対照表」「神戸市長の貸借対照表」の組替えをおこないました。

団体名	出資金額 単位：億円	持分 比率	代表者
神戸市道路公社	523.60	100%	職員 OB
神戸市住宅供給公社	0.10	100%	職員 OB
神戸市土地開発公社	0.20	100%	職員 OB
神戸新交通株式会社	242.66	77%	職員 OB
財団法人神戸勤労福祉振興財団	0.30	100%	職員 OB
財団法人シルバー人材センター	0.30	100%	職員 OB
財団法人神戸市民文化振興財団	1.00	100%	職員 OB
財団法人神戸コンベンション協会	1.30	100%	職員 OB
財団法人国際協力交流センター	3.00	100%	神戸市長
株式会社有馬温泉企業	0.10	100%	その他
財団法人こうべ市民福祉振興協会	1.10	100%	副市長
財団法人神戸市障害者スポーツ協会	1.00	100%	市 職員
財団法人地域医療振興財団	1.10	100%	副市長
財団法人神戸在宅ケア	1.00	35%	副市長
財団法人神戸市産業振興財団	6.36	100%	市 職員
株式会社神戸ワイン	14.00	96%	職員 OB
株式会社神戸商工貿易センター	15.00	5%	職員 OB
財団法人神戸市公園緑化協会	0.24	100%	職員 OB
財団法人神戸市都市整備公社	1.21	100%	職員 OB
財団法人神戸市開発管理事業団	0.20	100%	職員 OB
財団法人埠頭公社	87.06	100%	市 職員
株式会社ニュータウン開発センター	8.50	89%	職員 OB
神戸市航空貨物ターミナル株式会社	29.36	48%	職員 OB
神戸航空交通ターミナル株式会社	23.80	43%	職員 OB
株式会社フェリーセンター	0.50	100%	職員 OB
海上アクセス株式会社	35.00	28%	市 職員
財団法人神戸市防災安全公社	1.00	100%	職員 OB
財団法人水道サービス公社	0.10	100%	市 職員
財団法人			
羽束川波豆川流域水質保全基金	6.00	83%	市 職員
神戸交通振興株式会社	0.55	91%	職員 OB
財団法人神戸市体育協会	2.00	88%	職員 OB

二つの貸借対照表での認識基準

総務省の指針により作成される貸借対照表では市民へ提供した資産も役所の資産として計上しています。この組替えによる貸借対照表では、神戸市の貸借対照表において固定資産として計上された資産を、市民の資産として神戸市市民の貸借対照表に計上しました。これ以外で市長が管理する資産を市長の貸借対照表に計上しました。

市民の貸借対照表

市民の貸借対照表から、各年度について市長が、市民にどのような影響を与えているかを把握できます。市長が提供した財・サービスで、提供された時点だけでなく貸借対照表日においても利用価値が期待される道路・橋梁・建物などを市民の貸借対照表に市民の資産として計上しています。

市民の貸借対照表は次の要素から構成されます。

市民の資産 資産

市民への供用を開始した資産です。治山・治水や都市基盤整備など地域の生活基盤の提供は市の重要な役割です。

物品の出納若しくは保管については、地方自治法第 171 条第 3 項により求められ、これを受けて地方自治法施行規第 16 条の 2 により「財産に関する調書」の作成が求められています。企業会計では個別の資産の継続する記録に基づいて算出されます。自治体も、条例により「財産に関する調書」を整備してきました。行政が採用する単式簿記では一度固定資産台帳に記載されると、その後の会計記録との有機的な関連が失われるために、信頼性も失われます。

この為、総務省方式では、自治省が『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書』により、「資産形成のために実際に投下された税等の額を表す普通建設事業費をもって有形固定資産の取得原価とする²」とされたので、

² この報告書では、これに続けて「普通建設事業費の把握は、データの妥当性、各地方公共団体間の統一性、データ収集の簡易性等の観点から、原則として、昭和 44 年度以降の決算統計データによるものとする。なお、昭和 43 年度以前の取得資産についても確実なデータに基づくもので、各地方公共団体が資産計上することが望ましいと判断する場合には、計上することが適当である」と

各固定資産の金額が費用処理された金額の統計数値によって算出されました。

総務省方式で作成された貸借対照表から組替えて作成した「市民の貸借対照表」の資産の部を構成する（１）総務費から（９）教育費の各科目には末尾に費がついているのはこの為です。

なお、企業会計では、末尾に「費」を伴う勘定科目は、収益提供のために費消され他人に渡った資源が集計されます。取引の内容を類推が容易なように勘定科目はその名称を定めることが望まれます³。

なお、平成 18 年 5 月に総務省の「新地方公会計制度研究会報告書」では、公有財産台帳の精緻化を求めています⁴ので財産の棚卸が必要となります。

将来の税金 負債

借入によることのない運営が、行政には求められています。国には財政法 4 条、地方自治体には地方自治法 5 条により求められていますが、現状は借入による財政運営が続いています。

公会計研究所の会計原則では供用が開始された公共財は市民の貸借対照表に計上されます。この結果、市長の貸借対照表に計上された首長の支払うべき約束から、支払の原資となる資産を除いて求められる**将来の税金**が市長のから市民への請求額として市民の**貸借対照表**の負債として計上されます。首長が税収の範囲で財政運営をしていれば、**将来の税金**は発生しません。

行政成果評価額

税金を納めることで、市民全体が獲得した成果を示します。市民の資産は、調達の方法を問わず実際に保有するものを貨幣額で評価しています。行政成果評価額はこれら市民の財産から**将来の税金**を差引き、これまで市政を維持することにより市民が獲得した部分を貨幣額で評価したもので市民の持ち分を示し

しています。

『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書』平成 12 年 3 月、自治省 p.8。

³ なお、「新地方公会計制度研究会報告書」では、その表示を「その内訳内容が住民にイメージしやすいよう名称変更を検討する」ことを求めています。『新地方公会計制度研究会報告書 平成 18 年 5 月』,p.43。

⁴同書,p48。

ます。取得金額が捕捉できない資産もあるので評価額と呼んでいます。

総務省方式で作成された貸借対照表を「帰属主体峻別の原則」により組替えた市民の貸借対照表では、行政成果評価額は総務省方式の正味財産の金額に一致します。総務省方式では、正味財産を国庫支出金・都道府県支出金と一般財源等に区分して表示することとしています⁵。平成12年10月に発表された『国の貸借対照表作成の基本的考え方』では、単に「資産・負債差額」として計上することとしています⁶。

この神戸市長の貸借対照表（試案）では国庫支出金も都道府県支出金も一般財源等もすべて納税者の納めた税が原資であるとして行政成果評価額を構成しています。市民の貸借対照表を作成することで、納税者が税をこれまで支払うことで行政を通じて獲得した資源が如何ほどかが明確になります。

市長の貸借対照表

市民の貸借対照表に計上された資産は、市民が利用するために取得されたものですので、市民にとって価値があるかないかが評価の基準になります。これに対して、市長の貸借対照表に計上される資産負債は、行政サービスを市民に提供するための過程にあり、交換価値が重視されます。利用価値を貨幣額で評価するのに比べて交換価値の評価は、実際の市場での評価が容易です。実際にその財・サービスを調達した時に費やされた金額で評価します。購入した財が市民に提供されるまでの間にその交換価値の減少が観察されたならば、その減

⁵国庫支出金・都道府県支出金については、普通建設事業費の区分ごとに耐用年数に合わせて償却することとしているので、固定資産台帳が整備されていれば、固定資産とひもづけして計上することが可能になります。

『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書』平成12年3月、自治省、P.5。

⁶行政と主権者を区別せずに会計の枠組を構築したために国の貸借対照表の作成にあたっては、「国にはもともと出資という概念が存在しないので企業会計上の拠出資本に関する取引ないし区分は存在せず、また、第1章で述べたように、国の活動について損益計算に意味はないことから企業会計上の稼得資本に関する取引ないし区分も成立しない。したがって、国においては企業会計における資本の部と同様の意味ないし性格付けを与えることは原理的に適切とは考えられない。」という考え方になりました。

『国の貸借対照表作成の基本的考え方』平成12年10月、p.28。

少分は測定され会計報告で開示されなければなりません。

債務負担行為

債務負担行為は、工事請負契約および物件購入契約等についての翌年度以降に繰越す債務と、損失補償および保険契約のように必ずしも財政に負担を与えないものがあります。

神戸市の連結貸借対照表には、勘定科目にも注記にも債務負担行為に係わる記載があります。注記に記載された債務負担行為の金額を市民一人当たりおよび総額で示すと、下表のようになります。

単位：千円

市民一人当たり	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
債務保証又は損失補償に係るもの	1,794	2,619	3,384
内 地方債の共同発行債に係るもの	1,305	2,118	2,996
物件の購入に係るもの	80	56	47
利子補給に係るもの	2	2	1

単位：百万円

総額	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
債務保証又は損失補償に係るもの	2,735,840	4,003,364	5,085,527
内 地方債の共同発行債に係るもの	1,990,000	3,238,000	4,502,000
物件の購入に係るもの	122,554	85,643	71,085
利子補給に係るもの	2,594	2,338	1,063

注記された債務負担行為で急激に金額が増えているのが、債務保証又は損失補償に係るものです。急増の原因は、平成 15 年度よりはじまった神戸市を含む 27 団体の地方債の共同発行に係わる連帯債務に係るものです。総務省は、地方債の共同発行に先立つ平成 14 年 12 月 22 日に「市場公募地方債の共同発行について」で下記のように発表しています⁷。

⁷ 総務省報道資料（平成 14 年 12 月 22 日）「市場公募地方債の共同発行について」 http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/021222_1.html

1 趣旨

地方分権や財政投融资制度改革の進展に伴い、地方債については今後はより一層市場原理に即した民間資金調達が必要である中、共同発行によりロットの確保を図り、これを安定的かつ有利に行うことを目指す。

2 概要

(1) 根拠法

地方財政法第5条の7（連帯債務・連名方式）⁸

※ 同条に基づく共同発行は、昭和37年から昭和40年までの間に大阪府と大阪市により政府保証付外債の形で計4回行われているが、複数の道府県にまたがる全国規模のものとしては初めてである。

(2) 参加団体

北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

(3) 償還期間

10年

(4) 発行規模

毎月600億円から800億円、年間8,000億円程度。

毎月全団体による連名発行を行う。

（各発行団体の持寄額は年間200億円から400億円程度。）

平成20年3月12日現在

⁸ 共同債を発行する団体に連帯債務を求める条文は次のとおり。

（地方債証券の共同発行）

第5条の7 証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、2以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証書を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

(5) 参加団体間の協定

共同発行に関する基本的事項を規定。

連帯債務に関して他団体に負担を負わせない旨を確約。

総務大臣が立会。

(6) 流動性補完措置

参加団体において万一の災害等に伴う不測の事態にあっても元利金償還に万全を期すため流動性補完を目的とするファンドを創設。

3 想定されるメリット

(1) 発行コストの低減

(2) 市場評価に対するセーフティネットの形成

(3) 地方債市場全体のベンチマーク債としての機能の発揮

3. 発生主義による貸借対照表

行財政改革に取り組む首長は、交代した時点で前職から引継いだ自治体の棚卸しをおこなうことが、その実績を開示するのに有用です。スタート時点の将来の税金を明確にすることができるからです。

神戸市民が選んだ神戸市の市長の権限がおよぶのは神戸市です。市長がよい仕事をしたか否かは、近隣の市町村あるいは類似の市町村と比べるのではなく、市長に就任した時に比べて神戸市が良くなったか悪くなったかで判断しなければなりません。神戸市の市長には、よその自治体を良くしたり悪くしたりする権限はないからです。市政を引継いだ時点と、行財政改革をおこなった結果として算出された将来の税金を比較することで、現職の行税制改革の手腕を数字で伝えることが可能になります。

市長は市民のニーズに応える能力のある人に交代していくことで、神戸市は継続することができます。会計報告をおこなう時点での**将来の税金**が市長に就任した時点に比べて小さくなっていけば、市長はよい財政運営をしたことになります。神戸市の作成した貸借対照表は、現金の入出金により会計記録を作成していますが、市長の意思決定が神戸市の財政状態に与えた影響を、より敏感に反映するのが発生主義による会計記録の作成です。

この発生主義による貸借対照表では、外郭団体を維持するための費用、建物を維持管理するための費用、資金を調達するための市債の利息、貸倒れに係わる費用についてその原因が発生した期間において費用を引当て計上しました。引当額の計上については支出の発生する期間中の支払額を現在割引価値により評価しました。求められた金額を、組替えにより作成した市民の貸借対照表と市長の貸借対照表に反映しました。

3.1. 神戸市市民の貸借対照表 (市民一人あたり)

単位：円

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
神戸市市民の資産の部			
(1)総務費	29,841	29,817	30,591
(2)民生費	56,717	55,093	54,358
(3)衛生費	113,204	107,762	104,078
(4)労働費	454	472	476
(5)農林水産業費	32,180	30,901	30,158
(6)商工費	48,900	47,165	46,609
(7)土木費	1,829,161	1,830,144	1,850,847
(8)消防費	16,768	16,912	17,889
(9)教育費	329,905	339,951	347,024
(10)その他	1,636,632	1,646,671	1,674,099
資産合計	4,093,764	4,104,889	4,156,128
神戸市市民の負債の部			
将来の税金	6,259,282	4,647,746	4,087,784
神戸市市民の持ち分の部			
行政成果評価額	-2,165,519	-542,857	68,345
将来の税金・持ち分合計	4,093,764	4,104,889	4,156,128

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

3.2. 神戸市市長の貸借対照表 (市民一人あたり)

単位：円

注記	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
神戸市市長の資産の部			
現預金	60,775	82,973	99,989
未収金	44,965	51,946	39,854
貸倒引当金	-336	-515	-155
その他	17,682	11,854	9,998
繰延勘定	1,447	913	760
投資等	625,033	348,609	356,075
将来の税金の部			
将来の税金	6,259,282	4,647,746	4,087,784
資産合計	7,008,847	5,143,527	4,594,304
神戸市市長の負債の部			
流動負債	71,645	59,534	40,677
債務負担行為	71,645	59,534	40,677
地方債	4,222,608	2,967,413	2,315,980
組織維持引当金	2,089,636	1,551,559	1,625,168
建物維持管理引当金	273,985	240,984	299,238
退職給与引当金	90,445	90,162	92,331
その他の引当金	60,805	64,316	69,112
その他の固定負債	128,079	110,025	111,121
負債合計	7,008,847	5,143,527	4,594,304

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

一人あたりの市民と市長の貸借対照表を作成するために、各勘定科目の金額を年度末の市の人口で除しています。

単位：人

平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
1,525,393	1,528,687	1,502,772

3.3. 神戸市市民の貸借対照表 (総額)

単位：百万円

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
神戸市市民の資産の部			
(1)総務費	45,519	45,582	45,971
(2)民生費	86,516	84,221	81,688
(3)衛生費	172,680	164,735	156,406
(4)労働費	693	721	715
(5)農林水産業費	49,088	47,237	45,320
(6)商工費	74,592	72,101	70,042
(7)土木費	2,790,189	2,797,718	2,781,402
(8)消防費	25,578	25,853	26,884
(9)教育費	503,235	519,679	521,498
(10)その他	2,496,508	2,517,245	2,515,789
資産合計	6,244,598	6,275,091	6,245,713
神戸市市民の負債の部			
将来の税金	9,547,865	7,104,949	6,143,007
神戸市市民の持ち分の部			
行政成果評価額	-3,303,267	-829,858	102,706
将来の税金・持ち分合計	6,244,598	6,275,091	6,245,713

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

3.4. 神戸市市長の貸借対照表 (総額)

単位：百万円

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
神戸市市長の資産の部			
現預金	92,705	126,840	150,260
未収金	68,589	79,410	59,892
貸倒引当金	-513	-787	-233
その他	26,972	18,120	15,024
繰延勘定	2,207	1,395	1,142
投資等	953,421	532,915	535,099
将来の税金の部			
将来の税金	9,547,865	7,104,949	6,143,007
資産合計	10,691,246	7,862,842	6,904,191
神戸市市長の負債の部			
流動負債	109,286	91,009	61,128
債務負担行為	109,286	91,009	61,128
地方債	6,441,136	4,536,245	3,480,390
組織維持引当金	3,187,516	2,371,848	2,442,257
建物維持管理引当金	417,935	368,389	449,686
退職給与引当金	137,965	137,830	138,752
その他の引当金	92,751	98,319	103,859
その他の固定負債	195,371	168,193	166,990
負債合計	10,691,246	7,862,842	6,904,191

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

3.5. 発生主義により認識した引当金

組織維持引当金

『神戸市外郭団体等組織図 平成 19 年 7 月』によると神戸市は、47 の外郭団体と関係を持っています。多くの外郭団体は、神戸市からの補助金・受託料により経営を維持し、また組織の代表者や職員も神戸市からの派遣を受けています。

この会計報告が依拠する公会計研究所の公会計原則では、「行政責任者の責任がおよぶ範囲について会計報告をおこなう」こととしています。下記の外郭団体は、神戸市の作成した連結貸借対照表の連結対象とはなっていませんでした。

団体名	所轄	責任者	神戸市の持分比率
神戸市振興サービス株式会社	企画調整局	職員 OB	44%
神戸高速鉄道株式会社	企画調整局	職員 OB	40%
財団法人先端医療振興財団	企画調整局	副市長	36%
神戸マリンホテルズ株式会社	市民参画推進局	市職員	26%
財団法人兵庫予防医学協会	保健福祉局	職員 OB	34%
社会福祉法人			
神戸市社会福祉協議会	保健福祉局	市職員	0%
クリーン神戸リサイクル株式会社	環境局	副市長	25%
財団法人みのりの公社	産業振興局	職員 OB	45%
くつのまちながた神戸株式会社	産業振興局	職員 OB	47%
神戸国際会館	産業振興局	その他	25%
神戸地下街株式会社	産業振興局	職員 OB	25%
株式会社神戸ハーバーランド情報センター	都市計画総局	職員 OB	32%
株式会社神戸サンセンタープラザ	都市計画総局	職員 OB	31%
社団法人			
神戸国際カントリー倶楽部	都市計画総局	職員 OB	
神戸空港ターミナル株式会社	みなと総局	副市長	31%
神戸港振興協会	みなと総局	副市長	

企画調整局企画調整部調整課『神戸市外郭団体組織図 平成 19 年 7 月』から調整

強制的に徴取される税により行政は運営されます。行政のサービスの対価と価値の比較検討は取引の度にはおこなわれません。すでに市民のニーズを失い時代の変化に対応しなくなった事業であっても、市場の取引とは異なり供給が続けられ税が徴取されます。行政には、社会の需要に応えられなければ供給者としての地位を失うという市場経済の重要な機能である淘汰の機能ははたさきません。

神戸市は、行財政改善の取組みの一環としてすでに20の団体の統廃合等を実施しています。今後も抜本的な見直しを「市民ニーズや時代の変化への対応」の観点からおこなう必要があるとしています⁹。

外郭団体が、市場経済が提供するサービスと同様に選択の結果として存在するのか、あるいは、行政が子供にツケをまわして存在を維持しているのかの検討は、つねにおこなわれなければなりません。

発生主義による貸借対照表では、補助金あるいは受託料を受取っている各外郭団体が、「市民ニーズや時代の変化への対応」しているということが明らかになっていないので、「市民に不利な影響をおよぼす可能性は開示する」保守主義の原則によって、その組織を維持するために、神戸市民がいくら負担しなければならないかを組織維持引当金として計上しました。

この組織維持引当金は、次の過程により算定しました。

- ・ 15年度、16年度、17年度、18年度の各外郭団体が受取っている補助金あるいは受託料および当期損失を把握しこれらの数値を合算したものを市民負担とする。
- ・ 行政の財政運営は前年度の議会において承認された予算をベースにするので、前年度の市民負担と当該年度の市民負担の平均を求める。
- ・ この市民の負担の平均を市場金利で割り返して現在割引価値を求める。
- ・ 求めた現在割引価値から現在の純資産の金額を差引いた金額を、当該外郭団体を維持するための組織維持引当金とする。

なお市場金利は、市債の現在割引価値を求めるため利用した各年度末の長期国債（10年）の新発債流通利回によりました。

この結果、当該外郭団体を維持するために引当てるべき金額は、次のとおりです。

⁹『外郭団体の見直しと経営改善の状況』より

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/012/gaikaku/minaosi.htm>

平成20年3月13日 現在

組織維持のために必要となる資金 (市民一人当たり) 単位：千円

団体名	16年度	17年度	18年度
財団法人神戸市都市整備公社	386	269	297
神戸市住宅供給公社	294	233	296
社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	159	120	131
財団法人こうべ市民福祉振興協会	124	85	91
財団法人水道サービス公社	111	77	78
財団法人神戸市公園緑化協会	108	78	76
財団法人神戸市体育協会	118	80	75
神戸交通振興株式会社	59	64	74
財団法人神戸市民文化振興財団	86	55	48
財団法人神戸市産業振興財団	62	44	47
財団法人兵庫予防医学協会	52	40	47
財団法人地域医療振興財団	53	37	40
クリーン神戸リサイクル株式会社	50	34	36
財団法人みのりの公社	65	54	36
財団法人神戸勤労福祉振興財団	67	47	36
財団法人神戸市開発管理事業団	47	29	28
財団法人神戸コンベンション協会	60	45	28
神戸港振興協会	24	28	27
財団法人先端医療振興財団	8	9	18
株式会社神戸ワイン	3	4	16
くつのまちながた神戸株式会社	0	13	14
財団法人埠頭公社			11
財団法人国際協力交流センター	12	9	10
海上アクセス株式会社	8	8	9
社団法人 神戸国際カントリー倶楽部	5	6	7
神戸地下街株式会社	21	11	7
財団法人神戸市障害者スポーツ協会	10	8	6
財団法人神戸在宅ケア	7	5	6
神戸新交通株式会社	4	2	4
株式会社神戸ハーバーランド情報センター	42	29	4

組織維持のために必要となる資金 (市民一人当たり) 単位：千円

団体名	16年度	17年度	18年度
株式会社フェリーセンター	6	4	4
財団法人シルバー人材センター	5	3	4
財団法人神戸市防災安全公社	5	4	4
神戸高速鉄道株式会社	8	3	3
神戸空港ターミナル株式会社		3	3
株式会社神戸サンセンタープラザ	2	1	2
神戸マリンホテルズ株式会社	9	8	2
株式会社有馬温泉企業	1	0	0
神戸航空交通ターミナル株式会社	0	0	0
神戸市航空貨物ターミナル株式会社	0	0	0
株式会社ニュータウン開発センター	1	0	0
株式会社神戸商工貿易センター	4		
	2,090	1,552	1,625

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

組織維持のために必要となる資金(総額)

単位：百万円

団体名	16年度	17年度	18年度
財団法人神戸市都市整備公社	588,988	411,591	445,945
神戸市住宅供給公社	448,928	356,235	445,166
社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	242,625	183,510	197,216
財団法人こうべ市民福祉振興協会	189,466	130,376	137,404
財団法人水道サービス公社	169,000	117,336	117,936
財団法人神戸市公園緑化協会	165,065	119,032	113,511
財団法人神戸市体育協会	180,370	122,806	112,404
神戸交通振興株式会社	89,572	98,527	111,724
財団法人神戸市民文化振興財団	131,679	83,738	72,307
財団法人神戸市産業振興財団	95,053	67,303	70,945
財団法人兵庫予防医学協会	80,001	60,467	70,288
財団法人地域医療振興財団	81,276	56,327	59,688
クリーン神戸リサイクル株式会社	76,997	52,738	54,120
財団法人みのりの公社	99,813	82,991	54,038
財団法人神戸勤労福祉振興財団	102,557	72,543	53,993
財団法人神戸市開発管理事業団	71,368	44,147	42,064
財団法人神戸コンベンション協会	91,031	68,392	41,702
神戸港振興協会	36,063	42,756	40,689
財団法人先端医療振興財団	12,192	14,086	27,692
株式会社神戸ワイン	4,908	6,836	23,832
くつのまちながた神戸株式会社	108	19,930	21,310
財団法人埠頭公社			16,878
財団法人国際協力交流センター	18,768	13,686	14,726
海上アクセス株式会社	12,378	12,455	12,832
社団法人 神戸国際カントリー倶楽部	8,095	9,018	10,009
神戸地下街株式会社	31,498	16,181	9,889
財団法人神戸市障害者スポーツ協会	15,815	12,053	9,432
財団法人神戸在宅ケア	11,190	7,711	8,450
神戸新交通株式会社	6,426	3,736	6,408
株式会社神戸ハーバーランド情報センター	63,479	44,600	6,383

組織維持のために必要となる資金(総額) 単位：百万円

団体名	16年度	17年度	18年度
株式会社フェリーセンター	8,497	6,101	5,621
財団法人シルバー人材センター	7,779	5,160	5,398
財団法人神戸市防災安全公社	7,535	5,377	5,357
神戸高速鉄道株式会社	12,168	4,821	4,848
神戸空港ターミナル株式会社		4,583	4,047
株式会社神戸サンセンタープラザ	2,442	960	3,485
神戸マリンホテルズ株式会社	14,172	11,558	2,772
株式会社有馬温泉企業	780	724	721
神戸航空交通ターミナル株式会社	597	641	646
神戸市航空貨物ターミナル株式会社	264	325	225
株式会社ニュータウン開発センター	1,822	490	155
株式会社神戸商工貿易センター	6,747	0	0
	<u>3,187,516</u>	<u>2,371,848</u>	<u>2,442,257</u>

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

連結の対象となる外郭団体

組織維持引当金の神戸市の47の外郭団体の内、補助金・受託料に依存しないで運営している団体は、下記の6団体となりました。

神戸市振興サービス株式会社については持分法で投資額を評価しました。

また、株式会社神戸商工貿易センターは、平成16年度は26億円の補助金を受けていました。

団体名	資本金 あるいは 出捐金	持分比率	責任者
神戸市振興サービス株式会社	144.70	44%	職員 OB
株式会社神戸商工貿易センター	15.00	50%	職員 OB
神戸市道路公社	523.60	100%	職員 OB
神戸市土地開発公社 財団法人	0.20	100%	職員 OB
羽束川波豆川流域水質保全基金	6.00	83%	市職員

建物維持管理引当金

一度建物を作ると、管理費が継続して発生します。建物の維持をするために必要な管理費を把握することで、継続して発生する管理費の削減の効果を評価することが可能になります。

平成16年度、平成17年度、平成18年度の神戸市業務報告書から建物に係わる管理費を拾い出し、開業年度があきらかになるものについて、建物維持管理費引当金を計上しました。

次の過程により管理費引当金を計算しました。

- ・ 各年度の神戸市業務報告書より管理費の記載のある施設を抽出する。
- ・ 抽出した施設を収容する建物の供用開始年を調べる。
- ・ 建物の耐用年数を50年として残存耐用年数を把握する。
- ・ プライムレートを利用して、耐用年数まで利用した場合の現在割引価値を算定し、管理引当金とする。
- ・ なお、耐用年数を経過したものは、引当金を計上していない。

この結果、管理費引当金の対象として計算が可能であった建物は51件でした。これらの建物の取得金額を井坂議員を通じて問い合わせましたが、回答はありませんでした。

管理費引当金の対象となった建物は、神戸市のごく一部の建物です。神戸市全体の金額ではないのでご注意ください。

建物の管理のために必要となる資金 (市民一人当たり) 単位：千円

施設名	開業年度	16年度	17年度	18年度
フルーツフラワーパーク	1993	98	78	70
シーパル須磨	1996	0	0	58
農業公園	1984	64	58	55
神戸国際会議場・展示場	1981	1	7	17
ものづくり復興工場	1996	15	2	14
しあわせの村	1986	15	14	12
産業振興センター	1992	10	8	8
神戸文学館・こうべゆかりの美術館	2006	0	12	8
看護大学	1996	5	5	5
総合児童センター	1987	3	3	3
ポートアイランドスポーツセンター	1981	4	3	3
ひよどり台ホーム(特別養護老人ホーム)	2000	3	2	2
神戸ポートアイランドホール	1984	3	2	2
健康ライフプラザ	1998	3	2	2
王子スポーツセンター	1978	4	3	2
西神戸ホーム(特別養護老人ホーム)	2000	2	2	2
中央卸売市場東部市場	1969	2	2	2
市民福祉スポーツセンター	1994	3	3	2
中央卸売市場西部市場	1966	2	2	2
六甲山牧場	1976	3	3	2
市民福祉大学	1993	2	2	2
総合教育センター	1990	2	2	2
工業高等専門学校	1990	2	2	2
こうべ市民福祉交流センター	1994	2	2	2
和光園(養護老人ホーム)	1992	2	2	2
博物館	1982	2	2	2
ケアハウス松寿園	1999	1	1	1
中央図書館	1980	2	2	1
小磯記念美術館	1992	3	1	1

建物の管理のために必要となる資金 (市民一人当たり) 単位：千円

施設名	開業年度	16年度	17年度	18年度
中小企業支援センター (財団法人 神戸市産業振興財団)	1992	1	1	1
柏寿園(軽費老人ホーム)	1979	1	1	1
こうべ市歯科センター	2004	1	1	1
いぶきの森球技場 (競技場 (いぶきの森))	2005	1	1	1
身体障害者療護施設	1976	1	1	1
埋蔵文化センター	1991	1	1	1
西体育館	1989	1	1	1
中央体育館	1965	1	1	1
ケアハウス和光園	1992	1	1	1
外国語大学	1986	1	1	1
東灘体育館	1975	1	0	1
垂水体育館	1975	1	0	0
総合福祉センター	1969	1	0	0
須磨体育館	1973	0	0	0
和光園(救護施設)	1992	0	0	0
西神の里(高齢者生活福祉センター)	2001	0	0	0
社会事業授産施設	1977	0	0	0
兵庫荘(簡易宿泊施設)	1964	0	0	0
磯上荘(簡易宿泊施設)	1964	0	0	0
難聴幼児通園施設 (ひばり学園)	1977	0	0	0
若葉学園	1958	0	0	0
		274	241	299

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

シーパル須磨の16年度と17年度の管理費の記載が見あたらなかったため、当該年度の管理費は0円として計算しています。

建物の管理のために必要となる資金(総額)

単位：百万円

施設名	開業年 度	16年度	17年度	18年度
フルーツフラワーパーク	1993	150,063	119,943	105,333
シーパル須磨	1996	0	0	87,426
農業公園	1984	98,386	89,018	81,945
神戸国際会議場・展示場	1981	1,745	11,021	26,168
ものづくり復興工場	1996	22,978	3,497	20,345
しあわせの村	1986	22,135	21,850	18,479
産業振興センター	1992	15,196	12,135	12,424
神戸文学館・こうべゆかりの美術館	2006	0	18,457	11,280
看護大学	1996	8,334	7,937	8,074
総合児童センター	1977	5,238	4,565	4,797
ポートアイランドスポーツセンター	1987	5,803	5,131	4,629
ひよどり台ホーム(特別養護老人ホーム)	1981	4,186	3,620	3,750
神戸ポートアイランドホール	2000	4,072	3,561	3,710
健康ライフプラザ	1984	4,075	3,647	3,632
王子スポーツセンター	1998	5,467	4,171	3,498
西神戸ホーム(特別養護老人ホーム)	1978	3,737	3,397	3,473
中央卸売市場東部市場	2000	3,600	2,924	3,142
市民福祉スポーツセンター	1969	4,866	4,474	3,118
中央卸売市場西部市場	1994	3,252	2,889	2,646
六甲山牧場	1966	4,102	3,830	2,521
市民福祉大学	1976	2,983	2,628	2,502
総合教育センター	1993	3,258	2,650	2,489
工業高等専門学校	1990	2,937	2,484	2,460
こうべ市民福祉交流センター	1990	3,421	2,894	2,446
和光園(養護老人ホーム)	1994	2,478	2,466	2,404
博物館	1992	2,948	2,352	2,374
ケアハウス松寿園	1982	2,216	2,106	2,163
中央図書館	1999	3,752	3,409	2,095
小磯記念美術館	1980	4,668	2,175	1,987

建物の管理のために必要となる資金(総額)

単位：百万円

施設名	開業年度	16年度	17年度	18年度
中小企業支援センター (財団法人 神戸市産業振興財団)	1992	2,055	1,679	1,780
柏寿園(軽費老人ホーム)	1979	1,849	1,800	1,740
こうべ市歯科センター	2004	2,106	1,603	1,610
いぶきの森球技場 (競技場 (いぶきの森))	2005	2,050	1,576	1,537
身体障害者療護施設	1976	1,582	1,579	1,524
埋蔵文化センター	1991	1,241	1,054	1,251
西体育館	1989	1,723	1,345	1,249
中央体育館	1965	1,974	1,759	1,244
ケアハウス和光園	1992	1,235	1,086	1,083
外国語大学	1986	1,001	1,055	868
東灘体育館	1975	848	758	760
垂水体育館	1975	847	713	721
総合福祉センター	1969	787	721	677
須磨体育館	1973	746	643	643
和光園(救護施設)	1992	675	610	622
西神の里(高齢者生活福祉センター)	2001	369	340	356
社会事業授産施設	1977	270	189	198
兵庫荘(簡易宿泊施設)	1964	219	191	175
磯上荘(簡易宿泊施設)	1964	191	174	144
難聴幼児通園施設 (ひばり学園)	1977	111	173	135
若葉学園	1958	164	109	57
		<u>417,935</u>	<u>368,389</u>	<u>449,686</u>

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

シーパル須磨の16年度と17年度の管理費の記載が見あたらなかったため、当該年度の管理費は0円として計算しています。

支払利息込みでの市債の計上

市債については従来元金のみを貸借対照表に計上してきました。資本を預る企業の場合は、資本の調達コストと借入れのコストを比較し選択することが可能ですが、行政の場合は、**将来の税金**をあてにした調達となります。

市債を発行する段階で、利率が確定します。市債の金額を元利合計により掲記するため市債に係わる利払の予定額を井坂議員を通じて問い合わせたところ、市では市債を10年度ごとの借り換えを前提として市債の発行をしているとのことでした。借り換え時の利率が予測できないために、市債の発行に伴って必要となる支払利息の額を計算できなという回答でした。

神戸市が借換を前提に市債を発行するのであれば、その評価は償還される金額によりおこなうのではなく、永久に続く利息を生み出す負債が如何ほどの価値をもっているかにより評価することになります。発生主義による市長の貸借対照表では、将来も継続して当該会計年度の支払利息を支払い続ける各年度の支払利息を長期プライムレートで割返した合計を市債と将来支払う支払利息の現時割引価値として市債の金額を計算しました。

この結果、平成16年度末、平成17年度末および平成18年度末の市債と要支払利息の現在割引価値は、次のとおりとなりました。

市債元金＋支払利息 内訳	(市民一人当たり)			千円
	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	
固定負債計上地方債	1,603	1,545	1,524	
一年以内償還地方債	322	113	106	
地方債計	1,924	1,658	1,629	
見積支払利息	2,298	1,310	687	
現在割引価値	4,223	2,967	2,316	

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

市債元金＋支払利息 内訳	(総額)		
	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
固定負債計上地方債	2,444,975	2,361,548	2,289,681
一年以内償還地方債	490,440	172,434	158,897
地方債計	2,935,414	2,533,983	2,448,579
見積支払利息	3,505,722	2,002,263	1,031,811
現在割引価値	6,441,136	4,536,245	3,480,390

当該年度の支払利息 ¹⁰	85,023	80,292	57,426
国債の流通利回 ¹¹	1.32%	1.77%	1.65%

注：各数値は四捨五入しておりますので、合計額は必ずしも一致しません。

¹⁰支払利息は各年度の歳入歳出決算事項明細書から引用した。
平成 16 年度歳入歳出決算事項明細書,P.344。平成 17 年度歳入歳出決算事項明細書,P.337。平成 18 年度歳入歳出決算事項明細書,P.344。

¹¹各年度末の長期国債（10 年）の新発債流通利回によった。利率は日本銀行の下記のホームページを利用した。
http://www.boj.or.jp/theme/research/stat/market/bond_mk/bondyield/index.htm（平成 20 年 1 月 21 日現在）

貸倒引当金の計上

神戸市の連結貸借対照表では未収金が計上されています。次年度に回収を委ねる未収金の性質から、当該年度の未収金に対する不納欠損額の割合を未収金に乗じて貸倒引当金を計上しています。

貸倒引当金 市民一人当たり		単位：千円		
内訳	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
未収金	45	52	40	
貸倒引当金	-0	-1	-0	
差引	45	51	40	

貸倒引当金 総額		単位：百万円		
内訳	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
未収金	68,589	79,410	59,892	
貸倒引当金	-513	-787	-233	
差引	68,076	78,623	59,659	

債務負担行為

債務負担行為は、工事請負契約および物件購入契約等についての翌年度以降に繰越す債務と、損失補償および保険契約のように必ずしも財政に負担を与えないものがあります。

発生主義を適用した貸借対照表においては、神戸市の連結貸借対照表においては、「物件の購入に係るもの」と「利子補給に係るもの」は、注記の債務負担行為として開示していました。

発生主義を適用した市長の貸借対照表においては、「物件の購入に係るもの」と「利子補給に係るもの」は、固定負債の債務負担行為に加算して計上しました。

従って債務負担行為に係わる注記としては、平成 15 年度より始った 27 団体の地方債の共同発行に係わる地方債の連帯債務に係わる金額を中心とする「債務保証又は損失補償に係るもの」となります。

単位：千円

市民一人当たり	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
債務保証又は損失補償に係るもの	1,794	2,619	3,384
内 地方債の共同発行債に係るもの	1,305	2,118	2,996

単位：百万円

総額	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
債務保証又は損失補償に係るもの	2,735,841	4,003,364	5,085,527
内 地方債の共同発行債に係るもの	1,990,000	3,238,000	4,502,000

なお、総務省は、共同発行に先立つ平成 14 年 12 月 22 日に「市場公募地方債の共同発行について」で、今後はより一層市場原理に即した民間資金調が必要であるために地方債の共同発行が必要だとしています。

市場原理は、取引に参加する双方が約束を守ることで機能します。この共同発行は、地方財政法第 5 条の 7 に求める、「これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。」という約束と、

「市場公募地方債の共同発行について¹²」の2.概要(5)で示された、「連帯債務に関して他団体に負担を負わせない旨を確約。」という、相反する約束を有しています。

地方財政法の規定が軽視すべきものでなければ神戸市の信用を確保するためにも、地方債の共同発行に参加する下記の団体の財政状態に対しても注意が必要となります。

地方債の共同発行により拡大する責任は、首長だけでなく市議会議員にも求められます。

北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

¹² 総務省報道資料(平成14年12月22日)「市場公募地方債の共同発行について」http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/021222_1.html
平成20年3月12日現在

4. 公会計研究所の会計原則（参考）

信頼できる会計報告は、会計の知識がある人が作成すれば、どれも同じような数値や結論を示します。信頼できる会計報告を作成するための基準となるのが会計原則です。この会計報告は、公会計研究所の公会計原則に従って作成しました。公会計研究所の公会計原則とは以下のとおりです。

1. 報告範囲決定の原則

行政責任者の責任がおよぶ範囲について会計報告をおこなう。

行政は継続しますが、市長は交代します。現職の市長が影響を与えることができる時間も場所も限定されています。市長の会計報告は、市長の責任のおよぶ範囲についておこないます。

この会計報告では市長の責任がおよぶ範囲を連結して貸借対照表を作成しています。

2. 帰属主体峻別の原則

主権者に提供された財と行政責任者の管理する財を混同しない。

公共財を提供するのは行政の重要な役割です。供用を開始した公共財は、市民の資産となります。

3. 有用性の原則

会計報告は主権者の意思決定に有用でなければならない。

市民の皆様から徴収する税金は、大きな金額となります。会計の知識のない方でもわかりやすいように市民一人あたりの金額で貸借対照表を表示しています。

4. 保守主義の原則

主権者に不利な影響をおよぼす可能性は開示する。

将来の税金をあてにする財政運営については、原因が生じた時に計上することとしました。市債の利息および建物についての管理引当金を、原因が生じた時点で計上しています。